

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第42号

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取市国民健康保険条例（昭和34年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「404,000円」を「408,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。